

仕様書等に対する質問への回答

案件名称	令和３年度天王寺動物園園内情報利用パソコン等機器一式 長期借入	
番号	質問	回答
1-1	全般 本契約は、長期継続契約の認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおり、長期借入契約です。
1-2	全般 過去に予算削減等により、契約解除となった事例はありますでしょうか。また、契約解除となった場合、残リース料は一括してお支払いして頂く認識でよろしいでしょうか。	当法人において、予算の削減等による契約を解除した事例はございません。 なお、契約約款第24条に基づき契約を解除した場合、未経過の賃貸借料は支払いません。ただし、民法の規定に基づく損害賠償請求を否定するものではありません。
1-3	入札公告 ５項（１）（６） 入札・契約保証金は、免除方法・提出書類について、ご教示頂けますでしょうか。	地方独立行政法人天王寺動物園契約規則（以下、「契約規則」という。）第5条及び第23条に該当する場合、入札保証金及び契約保証金を免除することができるとしております。 当該入札案件は、入札参加資格に大阪市入札参加資格を求めていますので、契約規則第5条第1項第1号に該当するため入札保証金は免除となります。 また、契約保証金の免除について、契約規則第23条第1項第3号に該当する場合は、契約締結時に契約保証金免除申請書（様式第1号）の提出を依頼いたします。
1-4	契約書11条 契約期間中に施設の統廃合や建物を取り壊すことになり、本物件を使用しなくなった場合、移設等により、継続使用する認識でよろしいでしょうか。	継続する判断となった場合は、契約約款第11条（設置場所の変更）により継続使用しますが、継続使用しない判断となった場合は、契約解除となります。
1-5	契約書11条 発注者が、移設・他の物件へ付着させる場合、事前に文書で、受注者へ連絡し、その費用は、発注者負担の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-6	契約書11・20条 物件を移設、他の物件の付着、改造等に	契約約款第19条のとおり、発注者の責めに

	より、故障・損傷等が発生し、その修理費用等は、発注者が負担するとの認識でよろしいでしょうか。	帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担します。
1-7	契約書5条 消費税・固定資産税等が増額となった場合、賃借人が負担するとの認識でよろしいでしょうか。	原則、本契約における一切の経費については、受注者負担です。 ただし、消費税及び地方消費税の税率改正に伴う取扱いについては、国税庁の通知等及び大阪市における取り扱いに準じ定めしており、今後の取扱いについては未定です。 なお、大阪市の契約において、平成31年10月1日に施行された消費税等の税率改正に伴う取扱いについては、大阪市電子調達システム＞【入札・契約制度に関するお知らせ】＞▼消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う取扱いについて<H30.12.17>のとおりです。 http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/301217shouhizei.pdf
1-8	契約書18条 通常の動産総合保険へ加入する認識で宜しいでしょうか。 通常の動産総合保険とは、重過失や地震、噴火、津波などの自然災害については保険対象となりません。また、保険金額は、物件納入価格をもとに、経過期間に応じて低減します。保険金額を限度としての補償となります。	契約約款第18条のとおり、損害保険を付保するものとしています。 ただし、加入していただく損害保険の内容について指定するものではありません
1-9	契約書18条 動産総合保険の適用外事故（天変地異等）が発生し、物件が毀損・滅失した場合、本契約は解除となり、残賃借料をお支払い頂く認識でよろしいでしょうか。	契約約款第1条第2項のとおり、受注者は、契約書記載の物品（装置）を契約書記載の借入期間、仕様書等に従い発注者に賃貸するものとし、発注者は、その賃貸料金を支払うものとされていますので、物件が毀損や滅失した場合には、受注者に代替品を用意いただくこととなります。
1-10	契約書19条 発注者及び受注者双方の責に依らない場合で、物件の滅失、棄損時や修理等により一時的に機器が使用できない場合、契約解除する、又は、その後の対応について、協議させて頂いてもよろしいでしょうか。	仕様書6 保守要件 6. 1 保守概要に記載のとおり、機器の障害時には代替機を用意し保守作業を実施してください。
1-11	全般 建設業法に抵触する可能性がある業務を含まない認識でよろしいでしょうか。 建設業法に抵触する場合、資格を有する	第三者への委託は制限していませんので、受注者の責任において行ってください。

	第三者に発注してもよろしいでしょうか。 その場合、リース会社所定書式の委託申請書兼承諾書をご提出させていただきます。	
1-12	全般 設置場所の建物の下記項目について ①築年数 ②建替え予定の有無 ③耐震工事実施済み 又は 新耐震基準に適合の有無	①築年数 31年（平成3年竣工） ②建替え予定の有無 無し ③耐震工事実施済み又は新耐震基準に適合の有無 新耐震基準を満たしている
1-13	入札公告4項 入札書への記載金額について、保守費用を含めた税抜・総額賃借料を記載する認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-14	契約書29条 賃貸借契約の終了時、賃借人が、賃貸借物件を取り外しし、各設置場所の一箇所へまとめて頂く認識で宜しいでしょうか	機器の撤去については、配線等を法人において取り外した状態を想定していますが、その時の状況によるため、事前に事業担当へ確認を行ってください。
1-15	契約書29条 機器の撤去作業後、リース会社委託先等へ持ち帰り、データ消去及び物理的破壊をする認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-16	仕様書2項 契約終了後の無償譲渡について物件にソフトウェアが含まれる場合、貸主には、所有権が無く使用許諾権のみ有します。ソフトウェアが含まれる場合、発注者が著作権者へ許諾を取って頂く認識でよろしいでしょうか。	本調達において、法人として購入したライセンスは、本リース契約が満了後も使用許諾権が当法人に帰属すること想定しております。
1-17	契約書13条 新型コロナウイルスや世界的な電子機器不足等により、受注者や納入業者等の不可抗力の影響で納入遅延となった場合、賃貸借開始時期の変更は可能でしょうか。変更した場合、遅延損害金は発生しない認識でよろしいでしょうか。	入札にあたっては、市況や数量、納期等を総合的に勘案して、納入が可能であることを判断したうえでご参加いただいている前提ですので、原則としては、仕様書上の日程に従って納入をしていただく必要があります。 落札後、予期し得ない事態が発生したことに伴い、契約の履行遅延が発生した場合は、別途発注者と受注者で協議を行い、納入期限の変更を行うこと等の判断をいたします。 また、新型コロナウイルス感染症が原因と想定される納期の遅延については、令和3年

		1月14日付け大阪市契約管財局通知の「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき期間の延長に伴う本市契約の取扱いについて」に基づき対応いたします。 https://www.city.osaka.lg.jp/keiyakukanzai/page/0000525033.html
1-18	契約書17条 令和4年3月31日分及び令和9年3月1日～30日分の賃借料の計算方法について、ご教示ください。	契約約款第17条第2項のとおり、日割計算によって計算した額となります。
2-1	3. 借入物品の仕様 導入スケジュール 初回と最終回の賃借料は日割計算で請求するのでしょうか。	1-18の回答のとおり、日割計算によって計算した額となります。
2-2	9. 借入期間満了後の取り扱い ① データ消去作業は、受注者の指定場所を実施するとの認識で宜しいでしょうか。 ② 本件のデータ消去対象は、パソコンに内蔵の記憶媒体（HDD又はSSD）のみとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-3	6 保守要件 6.1 保守概要 「なお、保守作業に関し、いかなるケースにおいても、当園に対して、別途費用を請求することはできない。」との記載がございましたが、ご使用者様による落下や液体こぼしの場合でも、無償での保守が必要との認識でよろしいでしょうか。	1-6の回答のとおり、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担します。
2-4	6 保守要件 6.6 特記事項(7) 「ハードウェア障害等により、ハードディスクの交換が必要になった際は、ハードディスクのデータ内容を完全消去し、復元不可能な状態にすること。」との記載がございましたが、物理的な障害でデータ内容の完全消去作業が不可能な場合、物理的な破壊(及び破壊証明書の発行)で代替することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
2-5	6 保守要件 6.6 特記事項(7) 「ハードウェア障害等により、ハードディスクの交換が必要になった際は、ハードディスクのデータ内容を完全消去し、復元不可能な状態にすること。」との記載がございましたが、完全消去作業は貴園庁舎外での作業でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、復元不可能な状態になったことを証明する書類等をご提供いただく前提となります。

2-6	6 保守要件 6.6 特記事項(9) 「機器設置後において組織改正等により本仕様書に示す設置場所に変更が生じた場合には、変更後の設置場所において保守作業を実施すること。」との記載がございますが、設置場所の変更作業そのものは保守対象外との認識でよろしいでしょうか。	設置場所の変更作業そのものは保守対象外となります。
2-7	3 ソフトウェア一覧 「ライセンス種別」に「Microsoft Windows 10 Pro 64bit」が指定されておりますが、長期借入期間中の、ノートパソコンA、Bの障害復旧作業用マスタの更新作業は不要でしょうか。	障害復旧作業用マスタの更新作業は不要とします。 OSのバージョンアップや、ソフトウェアの刷新が発生し、障害復旧作業用マスタの更新作業が必要となった場合は、更新作業を別途発注することを想定しております。
2-8	3 ソフトウェア一覧 ノートパソコンA、Bの障害復旧作業用マスタの更新が必要な場合、既存の障害復旧作業用マスタをリストアしたノートパソコンA、Bに対して、バージョンアップやセキュリティパッチの適用を行う形でもよろしいでしょうか。あるいは一からOSをインストールし、障害復旧作業用マスタを作成する必要がありますでしょうか。	既存の障害復旧作業用マスタをリストアしたノートパソコンに対して、バージョンアップやセキュリティパッチの適用することを想定しております。
2-9	3 ソフトウェア一覧 ノートパソコンA、Bの障害復旧作業用マスタの更新が必要な場合、更新すべきOSのバージョン、及び適用すべき機能アップデートやセキュリティパッチは、具体的なご指示を貴局からいただけるとの認識でよろしいでしょうか。	2-7の回答の通り、定期的な更新は想定していません。
2-10	3 ソフトウェア一覧 ノートパソコンA、Bの障害復旧作業用マスタの更新が必要な場合、更新が必要な障害復旧作業用マスタは2種類の想定でよろしいでしょうか	お見込みのとおり、障害復旧作業マスタはA,B各1種類の計2種類を想定しております。
2-11	3 ソフトウェア一覧 Microsoftライセンスの件、WinCALにGOLPの記載がございますが、GOLPや2021年12月で終息しておりますので、同等以上のプログラムでの提供となりますがよろしいでしょうか	お見込みのとおり、GOLPと同等以上のプログラムでの提供で問題ありませんが、現在、法人で使用中のサーバ（Windows Server 2019）に対応したWinCALである必要があります。